

いじめの防止等のための基本的な方針

令和4年6月1日改定

I はじめに

子供は他者とのかかわり合いをとおして、自己の特性や可能性、他者の長所等を認識する。これが学校という場で集団生活を営む意義であり、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる集団が形成されていれば、彼らは温かな人間関係の中で臆することなく特性を発揮しつつ、自己実現を果たそうとする。

しかし、人間には集団になると冷静さを失ったり、罪悪感が薄れたりすることで、いじめや嫌がらせのような道徳的に許されない行為を行ってしまう傾向があることから、この修学舎においてもいじめがどの生徒にも起こりうるとの可能性は否定できない。

いじめは、生徒の内面を深く傷つけ、その行為によって生徒の健全な成長に大きく影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。私たち教職員に課せられた責務は、修学舎のすべての生徒に、安全で楽しく学び合える場を保障することに他ならない。一人一人の力を結集し、「組織」でいじめの未然防止、早期発見・対応・解決に取り組んでいくことが求められている。

II いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) 第2条

いじめとは、学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

留意すべきは、個々の行為がいじめに該当するか否かの判断には、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要であるという点である。ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるか否かを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、当該生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要となる。

いじめの具体的な表れとしては、以下のようなものがあげられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや、集団から無視をされる。
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどく体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

繰り返しになるが、いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせや、いじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側や、い

じめる側の立場を経験する(※1)。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせてしまう。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の集団において規律が守られなかったり、問題を隠したりするような雰囲気があることや、観衆としてはやし立てたり面白がったりする生徒、あるいは傍観者として周りで見え振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 基本的な考え方

残念なことに、敢えて法律で「児童生徒はいじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条)」と定めなければならないほど、いじめが後を絶たない。しかも、同法の成立後も深刻ないじめが全国で頻発している。いじめが、どの生徒にも、どこにでも起こりうることを踏まえると、私たちは全生徒に対し、「いじめは人間として絶対に許されない人権にかかわる重大な問題である」ことの理解を促さなければならない。そして、誰よりもいじめる側に問題があり、いじめられる側の保護を最優先することを強く意識しなければならない。

加えて、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。そのためには、生徒間に、いじめが起こりにくい心の通い合う温かな人間関係が構築されるよう、指導・支援していくことも求められている。

4 いじめの未然防止

(1) 未然防止の基本的な考え

- ア 集団内に、一人一人がかけがえのない存在であるとの自己肯定感を育むと同時に、規範意識や人権感覚を高めることで、生徒同士の温かく優しい人間関係を構築させる。
- イ 時と場に応じて自他にとって最も適切な言動を判断し、実行する自己指導力を備えさせる。
- ウ 学校の教育活動全体をとおして、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを認識させた上で、校内に「いじめ根絶」の雰囲気を醸成していく。
- エ 生徒と教職員との信頼関係を大切にする。

(2) 未然防止のための手立て

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心が通う交流能力の素地を養うため、公民科やホームルーム活動を中心とする教育活動全体をとおして道徳的諸価値に対する理解を深め、物事を多面的・多角的に考察し、自己の生き方についての考えを深められる指導を展開していく。
さらには、他者と交流しながら「自分だったらこう判断する」という経験を増やすことで、自他にとって最適な行動を決断し実行する力を養う。
- イ 生徒が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- ウ 「分かる授業」を目指して弛まぬ授業改善に励む。

※1) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかる。

エ 授業内に、コミュニケーションを大切にしながらグループ協働による探究活動を意図的に設定し、協

働意識を高める。また、授業の終末や単元中に振り返りの場を設定し、自己を見つめ直したり、相互に認め合ったりする活動をとおして自己有用感や自尊感情を醸成する。

オ 情報モラル教育を推進し、生徒がスマートフォン等の正しい利用・マナーについて理解を深め、SNSによるいじめの加害者・被害者にならないよう継続的に指導すると同時に、保護者に対する啓発も行う。

カ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

キ 特に配慮が必要な生徒については以下の点に留意して対応する。

- 発達障害を含む、障害のある生徒については、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、これらに関する教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- その他学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 各担当の役割

ア 学級担任・授業者・部活動顧問等

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を集団内に醸成する。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 養護教諭

- 学校保健委員会をはじめとする全教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

ウ 生徒指導担当

- 校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 関係機関等との定期的な情報交換を実施する。

エ 管理職

- 全校集会等で校長がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を校内全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 生徒が自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極

的に設けるよう指示する。

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見の基本的な考え

いじめは受けている側からも、いじめを行っている側からもそのサインが出ている。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。これらを認識し、ささいな兆候であっても、いじめが起きているのではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりせず、いじめを積極的に認知することが必要である。

(2) 早期発見のための手立て

- ア 教職員と生徒との交流の時間を最大限に確保し、観察をもとにした個に応じた声掛け・支援・指導をとおして、生徒にとって心を開きやすい関係の構築に努める。
- イ 休み時間や昼休み、放課後における生徒の様子を注意深く見守ることや、提出物等を活用することで、いじめのサインを見逃さないようにするとともに、常に教職員間で情報を共有する。
- ウ 各学年部において、定期的に生徒の表れを報告・確認する中で、いじめに関する情報を早期に把握するよう努める。
- エ 各学期毎に「いじめアンケート」調査を実施して、いじめ等の人間関係のトラブルや問題行動の早期発見に努める。
- オ いじめやいじめの兆候などが心配される生徒に対して教育相談を実施する。
- カ 保護者との円滑な情報交換を可能とするために、信頼関係を確かなものとする。
- キ 生徒がいじめを一人で抱え込むことを防ぐために、各種電話相談窓口の存在を予め周知する。

(3) 各担当の役割

ア 学級担任・授業者・部活動顧問等

- 部活動、授業、係活動等、生徒の活動の見守りや支援をとおして信頼関係の構築等に努める。
- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間・放課後の生徒との雑談や提出物等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用するなど、定期的に教育相談を行う。

イ 養護教諭

- 養護教諭と学年部の連携による健康観察を日常的に実施することで、常に生徒の心身の健康状態を掌握する。
- 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた際は、その機会を逸することなく、悩みを聞く。
- スクールカウンセラー等による相談室の利用、相談窓口について周知する。

ウ 生徒指導担当

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

エ 管理職

- 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能して

いるかについて定期的に点検する。

- 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

6 いじめに対する措置

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめに関する些細な情報を見逃すことなく、また特定教員のみが抱え込むことなく組織的に対応することを目的に校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導課長、高校部学年主任、中学部主任、養護教諭
(必要に応じて、当該学級担任・部活動顧問、スクールカウンセラーや校医を加える)

イ 設置期間

常設とする。

ウ 所掌事項

当委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割と以下の内容を担う。

- いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等
- いじめの相談、通報の窓口の設置と担当職員の配置
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- 教職員への共通理解としての、当基本方針の周知・確認
- 生徒・保護者に対する情報発信(当方針をHPに掲載して理解を図り、いじめ防止や早期発見に役立てる等)
- その他いじめの防止等に関する事項
- 上記の取り組みに関する検証

(2) 基本的な考え

いじめへの対応は、いじめ対策のための組織である「いじめ対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し対応に当たる。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実確認の把握を行う。

いじめであると判断したら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解決まで当委員会が責任をもって対応に当たる。なお、調査・当該生徒の指導・保護者対応等の記録は5年間の保存とする。

問題の解決については、単に謝罪や責任を形式的に問うものではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決であるとの考え方で動き、その後の経過も見守る。

いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(3) 具体的な対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関わりをもつ。
- 実態把握の際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、管理職が直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

イ いじめられた生徒(被害生徒)またはその保護者への対応

- いじめられている生徒に、「あなたが悪いのではない」とはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を図る。
- 保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもとで安全を確保する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる存在（親しい友人や教職員、家族）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して聞き取りやアンケート等を行いながら事実確認を行い、必要な支援を行う。
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

ウ いじめた生徒(加害生徒)への指導またはその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的な指導に当たる。
- 事実を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求め、今後の適切な対応について助言を行う。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導する。

エ いじめが発生した集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 集団内で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、双方

の関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団へと変容するよう指導を継続する。

オ インターネット上のいじめへの対応

- 被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 生徒の生命、身体に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。
- パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - 生徒が金品等に重大な被害を被った場合
 - 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめが原因で生徒が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき
いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 調査の主旨及び調査主体

校長が重大事態と判断した場合、直ちに理事会及び県私学振興課に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、「いじめ対策委員会」が中心となって事実を掌握の上事態の解決に当たる。なお、必要に応じて専門的知識・経験を有する外部の専門家（「静岡県こころの緊急支援チーム等」）を当委員会に加える。事案によっては、県知事が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、状況に応じて警察署などへも通報し、対応などを相談する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれが関わりそのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍している生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とする。これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して対応する。

イ いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

生徒の入院や死亡等、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめに関わった生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実について、いじめに関わった生徒やその保護者に対して説明する。その際、生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、私学振興課へ報告する。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、学校の判断により、さらに長期の期間を設定する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じているか否かを面談等により確認する必要がある。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

また、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられることから、解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが肝要である。